

## 武道場における喫煙について

### 【内容】

市民球場横の武道場は、正面玄関内に喫煙場所があり、子ども達も副流煙にさらされています。受動喫煙防止のため、早急に禁煙化をお願いします。

### 【回答】

ご指摘いただきました受動喫煙につきましては、平成 15 年 5 月に健康増進法（第 25 条「受動喫煙の防止」）が施行され、全国的に喫煙場所が規制されており、体育施設におきましても、禁煙・分煙が進んできているところです。また、県体育施設においても禁煙化が進んでいる状況です。

田辺市においては、健康づくり計画の一つとして、禁煙についての「正しい知識と普及」「防煙」「分煙」「禁煙支援」を進めており、庁舎内については、建物内完全禁煙又は完全分煙としています。

今回ご指摘いただきました体育施設につきましても、市内 37 施設について、現在の状況を調査し、検討の結果、今後の対策として早急に武道館や体育館などの建物については、建物内、競技場内は完全禁煙とし、グラウンドやテニスコートなどの野外施設については、競技場内は完全禁煙とします。また、喫煙場所を指定できる施設については、喫煙場所の指定を行い、「禁煙」「喫煙場所」の表示を行う予定にしていますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

(担当：スポーツ振興課)